

【新設】（証券投資信託の収益の分配の計算期間）

16-3 の 2-2 証券投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額につき令第 148 条第 3 項《法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の計算》において準用する令第 140 条の 2 第 2 項又は第 3 項《法人税額から控除する所得税額の計算》の規定を適用する場合における当該収益の分配の計算の基礎となった期間については、16-2-8 《証券投資信託の収益の分配の計算期間》の例による。

【解説】

- 1 平成 30 年度の税制改正により、分配時調整外国税相当額の控除制度（法 69 の 2、以下「本制度」という。）が創設され、これまで所得税額の控除制度（法 68）による税額控除が行われていた所得税の額のうち分配時調整外国税相当額については、新たな税額控除制度として措置された本制度により税額控除を行うこととされた（法 69 の 2 ①）。本制度は、内国法人が各事業年度において集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合に、分配時調整外国税（外国の法令により課される所得税に相当する税のうち一定のものをいう。）の額で所得税法の規定によりその収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうちその内国法人が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額に相当する金額（分配時調整外国税相当額）につき、その元本の所有期間などに応じた一定の方法により計算される金額を、その事業年度の所得に対する法人税の額から控除するというものであり、その基本的な制度設計は、所得税額の控除制度と同様となっている。
- 2 ところで、所得税額の控除制度では、法人税基本通達 16-2-8 《証券投資信託の収益の分配の計算期間》を定めている。同通達は、証券投資信託の収益の分配に係る所得税額については、その収益分配金の計算の基礎となった期間のうちその元本を所有していた期間に対応する部分の金額（いわゆる所有期間按分計算を行った後の金額）が所得税額の控除の対象となるところ、信託の一部解約又は終了による収益の分配、あるいは追加型証券投資信託の収益の分配など、各計算期間ごとの決算収益の分配である決算分配金とは異なり必ずしもその計算期間が明らかでないものについて、その計算の基礎となった期間とは具体的に何をいうのかを明らかにしたものである。

ここで、同通達で対象とする証券投資信託は本制度の対象とする集団投資信託の一分類であること、また、本制度における分配時調整外国税相当額についても所得税額の控除制度と同様に所有期間按分計算後の金額が税額控除の対象となることとされている（令 148②、令 148③において準用する令 140 の 2 ②～⑥）ことから、本制度におけるその収益の分配の計算の基礎となる期間に係る取扱いも、当然に所得税額の控除制度と同様となるのであり、このことを、本制度に係る通達として同通達の準用により明らかにしている。
- 3 なお、上場株式等の配当等の交付を受ける場合における配当等（措法 9 の 3 の 2）及びいわゆる法定 4 ビークルから配当等の支払を受ける場合における各配当等（措法 9 の 6～9 の 6 の 4）に係る外国所得税について本制度により税額控除を行う場合にも、本通達の取扱いは適用されることに、併せて留意が必要である（この詳細は、法人税基本通達 16-3 の 2-5 《上場株式等の配当等に係る分配時調整外国税相当額の控除の取扱い》の【解説】を参照）。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 19-3 の 2-2）を定めている。